様式第1号(第5条関係)

別府市長あて

申請年月日 年 月 日

# 別府市移住応援給付金交付申請書

別府市移住応援給付金交付要綱に基づき、別府市移住応援給付金の交付を申請します。

# 1 申請者

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		電話番号			
住所	〒				
メールアドレス					

- 2 移住応援給付金の内容(該当する欄の□にチェックをしてください)
  - □アーティスト又はクリエイター
  - □別府市内のバス運転手の求人において就職した者
  - □別府市内のタクシー運転手の求人において就職した者
  - □別府市内の介護職関係の求人において就職した者
- 3 誓約・同意事項 (該当する場合は欄の□にチェックをしてください)
  - □別紙1「別府市移住応援給付金交付申請に関する誓約事項」を確認 の上、誓約します。
  - □別紙2「別府市移住応援給付事業に係る個人情報の取扱い」を確認 の上、同意します。
  - □申請日から5年以上継続して、別府市に居住する意思があります。

- ※3の誓約・同意事項の全てにチェックが入らない場合は、別府市移住 応援給付金の支給対象となりません。
- 4 転入元の住所

住所	₸
----	---

# 添付書類

- (1) 項番2でチェックした求人に就職したことが確認できる書類 (アーティスト・クリエーターは実績が確認できるもの)
- (2) 写真付き身分証明書その他提示により本人確認できる書類
- (3) 世帯全員が記載されている住民票
- (4) 市区町村税の完納証明書

#### 様式第1号(別紙1)

### 別府市移住応援給付金申請に関する誓約事項

- 1 別府市が大分県と共同して行う移住応援給付事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び別府市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住が、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の 卒業による転入ではありません。
- 3 私及び世帯を構成する世帯員全員は、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)ではありません。
- 4 国、別府市以外の地方自治体等から移住に関する補助金等及び別府市移住 支援金交付要綱(令和2年別府市告示第184号)に定める移住支援金の交付 を受けておらず、今後も交付を受ける予定はありません。
- 5 次の各号に掲げる場合に該当するときは、別府市移住応援給付金交付要綱 第8条の規定に基づき、交付済みの別府市移住応援給付金のうち当該各号に 定める額を返還します。この場合において、別府市補助金等交付規則第12条 第1項の規定による加算金を市に納付します。
  - (1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し
  - (2) 給付金の交付申請日から3年未満に第3条第4号アに該当する者にあっては主たる業を辞めた場合、同号イに該当する者にあっては別府市移住支援金交付要綱別表第1に該当する求人において就職した職を辞した場合(職を辞した日から60日以内に同表に該当する求人において就職をしたときを除く。) 全部の取消し
  - (3) 給付金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全部の取消し
  - (4) 給付金の交付申請日から3年以上5年以内に別府市から転出した場合 一部(交付決定額の半額相当分)の取消し
  - (5) その他この要綱の規定に違反した場合 全部又は一部(市長が定める額分)の取消し

# 様式第1号(別紙2)

# 別府市移住応援給付事業に係る個人情報の取扱い

大分県及び別府市は、別府市移住応援給付事業の実施に際して得た個人情報 について、大分県及び別府市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切 に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大分県及び別府市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村(別府市の関係課を含む。)に当該個人情報を提供し、又は当該個人情報について確認する場合があります